	ならない。	ならない。ただし、当該認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、この限りでない。

第三十二条第三項の表第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十七条第六項及び第七項の項、第七百九十八条第一項及び第二項の項、第七百九十八条第四項の項及び第七百九十八条第五項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第四項中「又は第二十五条第一項」及び「又は第二十六条第一項」を削り、同条第五項中「（平成十三年法律第七十五号）」を削り、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「認定事業者である株式会社が認定計画」を「認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画」に、「認定事業者の」を「認定事業再編事業者の」に、「及び第四百六十条第一項」を「、第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項」に改め、同項の表第三百九条第二項第十号の項中「第三十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第四百六十条第一項の項中「第三十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表に次のように加える。

第四百六十五条第一項ただし書	注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない
	悪意又は重大な過失があった場合に限る

第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の」を削り、「同項各号」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号」に改め、「（同項第三号に規定する指定有価証券をいう。）」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な」に改め、同条各号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項において「」を削り、「」という。）第一条」を「第一条」に、「次に掲げる」を「指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「（平成二十二年法律第三十八号）」を削り、同項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第三十五条第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一項中「第二十二条第二項第七号」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金」を削り、同条第二項中「第四十一条」を「第三十九条」に、「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、第四十一条から第四十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条を第四十五条とし、第四十八条を第四十六条とする。

第四十九条第一項第一号中「いう」の下に「。第四十九条及び第五十条において同じ」を加え、第三章第三節中同条を第四十七条とし、第五十条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（再生手続における監督委員に関する特例）

第四十九条　再生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。）は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

第五十条　更生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第三十五条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

第五十一条第二号中「第五十三条第一項及び第百三十三条第一項において」を「以下」に、「除く」を「除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ」に改める。

第五十六条の見出しを「（資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五十七条中「（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。）」及び「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削る。

第五十八条中「（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）」及び「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用）

第五十八条の二　前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。